

再び戦争はしない
被爆者はつくりたくない
日本国憲法を守ろう

事務局 長崎市油木町 28-32 園田鉄美方 電話 (FAX 兼用) 095-845-5400

九条の歴史的大義に確信持つて

代表世話人 下平作江

昨年、城山憲法九条の会は、三月（長大・富塚先生）、六月（活水大・渡邊先生）、十月（長大・戸田先生）に憲法九条問題の講演・学習会を開催（延べ九十名参加）し、十月にはそれらの中で学んだことを、憲法改定反対を訴える会独自のチラシとして作成し、多くの方々の協力を得て、五千枚を地域に配布することができました。この場を借りて、厚くお礼申し上げます。

一方、憲法を取り巻く政治情勢は、特定秘密保護法や安倍首相の靖国神社参拝、名護市長選を巡る政府の対応や集団的自衛権を目指す改憲解釈への動きなど、まことに厳しい状況が続いています。しかし、一月に共同通信が行った世論調査では、国民の過半数がそのような政治の在り方に懸念を抱いていることが明らかになっています。

私たちの力は、決して大きくはありませんが、世界史の大きな流れの中では、私たちの運動に歴史の大義があることを確信して、これからも互いに声掛け合いながら運動を進めてまいります。

沖縄の声を聞く

代表世話人 山口秀樹



アメリカ軍普天間飛行場の名護市辺野古への移転問題を争点にして、名護市長選挙が行わ

れた。政府・自民党は五百億円の名護振興基金をちらつかせた。それでも名護市民は、NOを貫く稲嶺市長を再選した。ところが、多くの名護市民の声を無視して、政府は移転の為の手続きを着々と進めている。民の声を聞く耳と心を持たないのだろうか。

沖縄の基地問題の根本が、日本の外交・防衛の基本をアメリカの核の傘の中に置いて、しかも基地の多くを沖縄に押し付けていることにあるとすれば、沖縄の人々が抱える不安や困難、苦しみの責任は、日本政府とその政府を選んでいる私たち国民にある。

沖縄の歴史を振り返れば、日本本土はどんなに沖縄の人々の権利・自由を踏みにしてきたことだろう。琉球処分から始まって、沖縄戦での住民犠牲、沖縄を切り離れた戦後体制、密約によって基地負担を押し付けた本土復帰。

平和と民主主義、基本的人権を柱とする日本国憲法が生まれたのに、その一つ一つを裏切り続けてきた象徴が、沖縄の状況ではないだろうか。

今から七十年近く前、当時の政府・文部省は「あたらしい憲法のはなし」という解説書を作った。その中に憲法九条を解説してこんな文章がある。

「これから先日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といえます「放棄」とは「すててしまう」ということです。しかし、みなさんはけっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことをほかの国より

先に行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません」

今から見ると、なんと若々しくまぶしい決意だろう。しかし歴代の政権は次々と解釈改憲をくりかえし、ついに安部政権は憲法本体を変えて、戦争ができる国にしよう大きく右旋回している。

私たちは沖縄の声を、自分自身へ向けられた声として聞かなければならない。



廃止する以外にない「特定秘密保護法」

世話人 深町孝郎

城山憲法九条の会世話人会は、昨年十二月「特定秘密保護法」について学習しました。

「秘密保護法」とは、国の安全保障に関する特に重要な情報を「特定秘密」に指定し、それを取り扱う人を調査・管理し、それを外部に知らせる、外部から知ろうとする人などを処罰する法律ですが、憲法が保障する基本的人権や知る権利を侵害するなど、様々な問題点があり、国民の多数が批判・反対しています。一月末の世論調査（共同通信）でも「このまま施行」はわずか十六・七％、「修正する」四六・七％、「廃止する」二八・二％となっています。

◆プライバシーの侵害

「特定秘密」を取り扱う人のプライバシーを調査する。調査項目は外国への渡航歴やローン

(以下裏面へ)

などの返済状況、精神疾患での通院歴など。国家公務員だけでなく政府と契約関係にある民間業者、大学等で働く人、その家族や同居人も対象に。

◆マスコミの取材・報道を阻害

「特定秘密」を知ろうとする行為も処罰の対象。マスコミの記者やフリーライター及び研究者等の自由な取材・研究を阻害。正当な内部告発も萎縮する。

◆国会議員さえ懲役に

国会議員が衆院安全保障委の「秘密会」で明らかにされた情報の是非を専門家や同僚議員に相談すると懲役に。 「国権の最高機関」である国会が政府の監視下に置かれる。

◆「特定秘密」の範囲に際限がない

対象は「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロリズムの防止」に関する情報と、範囲が広く曖昧でどんな情報でもどれかに該当してしまう。行政の判断で秘密の範囲がいくらでも広がり、「情報を公開しろ」と集会を開きマイクで訴えていたら、「秘密保護法違反（扇動）だ」と逮捕されたということも起こりうる。

国民多数が反対しているのに、なぜ秘密保護法を作るのかー日米が共同で軍事行動を行うためにアメリカが要求している秘密の保全を行うことを口実にしています。日本国憲法が禁止している戦争、日米の軍事作戦・行動を行うために、国民の基本的な人権、言論・報道の自由を規制するものであり、秘密保護法は施行（今年十二月）前に廃止させなければなりません。

『アフリカの青い空』

その②—食と歯科事情—

世話人 楠田昌子



食いしん坊の私は、異国の食べ物に大に関心がある。また食は、歯科と密接な関係があるので、今回はそこに焦点をあててみよう。

マラウイ共和国では、トウモロコシの粉を、水と共に鍋にかけ練り込んで餅状にした「シマ」を主食としている。野菜や肉を煮込んだ料理を添えて、手で食べるのが一般的な食事である。日に三食というわけにはいかないのが、間食として、砂糖キビの茎、生のキャッサバ芋、果物などがよく摂られる。歩きながら1m位の長さの砂糖キビをバリバリ噛んでは、繊維をべつと吐き出す光景は日常的。これには歯磨き効果もあるようだ。もともとの骨格もあるが、このような食生活をしていれば、大抵、顎はしっかり発達し、歯も美しく整列している。

一方、都市で近代文明や貨幣経済に浴すると、コーラなどの甘味飲料や、菓子に接する機会が一気に増える。このような環境で育った子どもたちは、顎も細く、歯並びもガタガタ、虫歯いっぱい！ということになる。あくあ。

さて、この国の医療は、基本的に無料である。多くの方は自給自足的な生活をしているので、たくさんのお金を持たないことも関係している。無料歯科では、虫歯に対する簡単な詰めものか、抜歯が選択肢となる。遠くの村から数時間、あるいは何日もかけて、乗合バ

スや徒歩で病院へやってくる人々が毎日何百人も列をなす。一方、都市部のお金持ちは治療費を払って、より高度な医療を提供する有料歯科か、設備の整った個人病院を利用する。さらにお金がある人は外国で高度医療を受けるという構図になっている。

忘れられない思い出の一つ、ある日むさくるしいおじさんがやってきた。「ピーナツが噛めない、おかしー」としきりに私の前でピーナツを口に放り込んで見せる。どれどれと診ると、なんと下顎の骨がポツキリ二つに割れている。「そりゃ噛めないよ！」というところで、入院し整復手術を行った。数カ月後、市場でこのピーナツおじさんに偶然出会った。おじさんは私の前で、ピーナツをカリカリと噛んで見せ、大粒の涙をぼろぼろ……。私の宝である。



『春を呼ぶ 憲法と文化の集い』

○日時 三月十六日(日)午後一時半

○場所 聖マリア学院中学校

多目的集会室(若草町六一五)

●記念講演 山田拓民(被災協事務局長)

●出演者 マジック (鈴木勝利)

ギター弾き語り(八幡敏夫)

落語 (長大落語研究会)

合唱 (いきいきハーモニ)

☆多数の参加をお待ちしております！